**令和４年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（スマートシティ関連）**

**令和３年７月**

**大　　阪　　府**

**令和４年度国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（スマートシティ関連）**

日頃から、大阪府政の推進につきまして、格別の御高配と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応において、国、自治体といった行政機関をはじめ、民間や社会におけるデジタル化の遅れやデジタル人材の不足等、デジタル化について様々な課題が明らかになりました。

国ではデジタル化の遅れに対処するとともに、国際競争力の強化や国民の利便性の向上、少子高齢化への対応といった課題の解決を図るため、「デジタル庁」の新設等を柱とするデジタル社会の形成を強力に推進していくとされています。

大阪府においても、国の動きに呼応した庁内及び府域全体のデジタル化に関する施策を迅速かつ強力に実行し、コロナ終息後における日本経済の起爆剤となる大阪・関西万博の成功に繋げていかなければなりません。

そのためにまずは、コロナ禍における新しい生活様式に対応するため、ICT技術を活用した高齢者等に対する取組を進めるとともに、危機事象にも強い行政の体制を作るために行政デジタル化を推進するなど、「都市免疫力」の強化をテーマにスマートシティ化への取組を強力に推進していくこととしています。

これらの施策の推進にあたっては、社会の変化にあった事業を適切かつ効果的に展開できるよう、国における規制緩和や法整備を進め、必要な財源を措置していただくことが重要です。

　令和４年度の国家予算編成に当たりましては、本府のICT分野における課題解決に向けた取組について十分御理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**令和３年７月**

　　　　　　　　　　　　　**大阪府知事　　　吉 村　洋 文**

# Ⅰ　街のＤＸの推進

## １．ＩＣＴを活用した高齢者支援（スマートシニアライフ）の推進･･･１

## ２．スマートヘルスシティの推進････････････････････････････････１

## ３．データ連携基盤（大阪版都市ＯＳ）構築の推進･････････････････１

## ４．スマートモビリティの推進･･････････････････････････････････２

# Ⅱ　行政ＤＸの推進

## １．マイナンバーカードの普及促進･･････････････････････････････２

## ２．自治体システム標準化の推進････････････････････････････････２

## ３．行政のテレワークの推進････････････････････････････････････３

## ４．デジタル人材の確保に向けた支援の充実･･････････････････････３

# Ⅲ　国家戦略特区を活用した取組

## １．スーパーシティ構想の推進･･････････････････････････････････３

## ２．国家戦略特区の推進････････････････････････････････････････３

# Ⅰ　街のＤＸの推進

## １．ＩＣＴを活用した高齢者支援（スマートシニアライフ）の推進

○　団塊世代全てが後期高齢者となる2025年に向けて、人に優しいデジタル化を実現するうえで、高齢者へのデジタル技術の浸透は重要な課題。本府では、高齢者に使い易い設計で行政及び民間のオンラインサービスをワンストップで提供するスマートシニアライフ事業を検討している。こうした取組に対し、財政措置を講じるとともに、事業に不可欠であるインターフェースやコンテンツの開発とその普及に資する企業等の取組を積極的に支援すること。

○　また、高齢者等が身近な場所でデジタル技術の利活用に関する相談や学習を行うことができるよう、市町村や携帯キャリア、地元ICT企業等による講習会の開催や支援員の育成等に対して財政措置を拡大するなど、デジタルデバイド対策の充実強化を図ること。

## ２．スマートヘルスシティの推進

○　府民の健康寿命の延伸のみならずヘルスケア産業等の振興を図るためには、次世代医療基盤法を活かし、医療機関が認定匿名加工医療情報作成事業者へより多くの医療データを提供する環境づくりが必要である。そのため、同法のより一層の周知を行うとともに、医療機関が行う医療データ提供に対するインセンティブを創設するなどデータ抽出・提供にかかる財政支援や医療機関に対するICT人材派遣制度創設による技術支援を行うこと。

○　本府は、同法に基づくデータ利活用をめざし、パーソナルデータバンク事業を推進している。同法活用に積極的な自治体が認定事業者と連携し、データ収集・活用・提案をコーディネートできるよう、自治体担当者への研修の実施や専門的なアドバイスを行う仕組みを構築するとともに、創薬事業者や学術研究機関等のデータ利活用に関するニーズを聴き、対応できるような相談窓口を設置する等、国としても同法の利用促進に向けての取組を一層進めること。

## ３．データ連携基盤（大阪版都市ＯＳ）構築の推進

○　本府では、スーパーシティの取組において、最先端サービスを創出しこれを府域に横展開するための広域データ連携基盤（「大阪広域データ連携基盤（ORDEN）」）の構築をめざしている。ついては、こうしたデータ利活用の取組の実現を加速させるためにも、夢洲地区とうめきた２期地区をスーパーシティの区域として指定すること。

○　また、今後国や府域外のプラットフォームとの相互運用性を確保できるよう、早期にデータ連携に関する標準ルールの策定及び提示を行うとともに、広域データ連携基盤を構築し持続可能なものとして運営していくことができるよう、財政支援を行うこと。

○　自治体のシステムは、各省庁のシステムと接続する必要があるなど仕様上密接に関わることが多いため、現在国が進めている省庁システム間データ連携の仕組み検討にあたっては、自治体内のシステム間データ連携や、オープンデータ活用が円滑に進むよう、十分に考慮されたうえで進められたい。

## ４．スマートモビリティの推進

○　高齢者や障がい者、訪日外国人を含むあらゆる人が自由に移動できる社会を実現するため、国が策定した自動運転に関するロードマップの早期実現を図るとともに、地方や民間事業者が行う取組について支援を行うこと。

また、効率的な旅客輸送の実現等に繋がるよう、公道におけるレベル４自動運転に向けた遠隔管制オペレーターの資格要件（免許制度）の明確化など、新たな制度設計や規制緩和を行うこと。

〇　住民へのきめ細かな交通サービスの提供の維持・充実に有効な交通手段となるAIオンデマンド交通の導入と持続可能な運行に向け、自治体や交通事業者に対し、財政支援など必要な支援を行うこと。

# Ⅱ　行政のＤＸの推進

## １．マイナンバーカードの普及促進

○　マイナンバーカードについては、今後のデジタル社会の基盤として、令和４年度末に「ほとんどの住民が保有」することを想定した普及が進められているが、この目標達成のためには、国において以下のような対策が引き続き必要。

①　マイナンバーカードのメリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等について、分かりやすい周知・広報を行うこと。

②　発行窓口となる市区町村が、交付申請の増加への対応や申請を増加させるための出張申請受付、カードの利便性向上に向けた取組等を実施できるよう、必要な体制整備や設備の充実などについて、十分な財政措置を講じること。

## ２．自治体システム標準化の推進

○　本年６月に募集を開始したガバメントクラウドの先行事業では、複数の府内市町村が応募を検討している。本府においても標準準拠システムを市町村が安心して利用できるようにするという先行事業の趣旨に賛同し、検証結果を府内市町村に情報共有するなど、積極的な支援を行いたいと考えていることから、府内市町村の事業採択について配慮すること。

## ３．行政のテレワークの推進

○　地方自治体におけるテレワークの取組については、コロナ禍で一定前進したものの、ポストコロナを見据えた新しい働き方へ転換していくためには、さらなる環境整備が必要。自治体のテレワーク推進に対し、財政支援など必要な支援を行うこと。

## ４．デジタル人材の確保に向けた支援の充実

○　行政のＤＸを推進するにあたって、市町村のデジタル人材確保は喫緊の課題であり、とりわけCIOのマネジメントを専門的な知見から補佐するCIO補佐官等の役割が重要。

令和３年度から始まった市町村向けの特別交付税措置について、任期付き常勤を対象とすることや、対象経費に負担金を加えるなど必要な財政措置の拡充を講じること。

〇　デジタル人材の確保は、市町村に限らず広域自治体においても課題を抱えており、広域自治体に対しても特別交付税措置等の必要な措置を講じること。

# Ⅲ　国家戦略特区を活用した取組

## １．スーパーシティ構想の推進

○　大阪・関西万博の会場でもある夢洲地区と西日本最大のターミナルであるうめきた２期地区をスーパーシティの区域として指定するとともに、スーパーシティの中核をなすデータ連携基盤の検討、整備及び運営等のための財源措置を講じること。

また、新たな先端的サービスの実証・実装のために必要な規制・制度改革に係る柔軟な制度設計と財源措置を含めた事業者等への支援を行うこと。

## ２．国家戦略特区の推進

○　国家戦略特区については、岩盤規制に対する改革姿勢や企業のビジネス展開の意欲を後退させることのないよう、国主導でスピード感をもって、一層強力に推進すること。

また、特区を核としたさらなる競争力強化のため、今年度末までが期限である租税特例措置を延長すること。